

附他領より相越候山伏行人虚無僧燈子才口シ鉢夕

夕キ鐘打穢多乞食非人の類テ御立山又昔入相の

山に差置愛党昔の宿致せば後日に聞へ候共詮裁

一、他國より越来り候又落者有之は其仔細承り届出 出所

人数ノ多数刻限等細に書記之早々可注進之萬一此

方より他方へ又落致ス者有之は是又早速可注進一事

附他領より追掛、者自領の民屋へ又込ミ於有之

一、他領の沙汰虚実者無構候間承り次第可中出一事

一、殺害人或者自滅いたし候者或昔行倒れ者有之者其所に

附他所より参り候手負ヒ之義昔不及申 御中ノ者

一、惡漢並ニ盗人有之時者鳴りき立つべし 近郷ノ者聞付次

一、百姓に不似合ノ風俗きいたし又且市町へ長脇指をさし

一、社ノ寺にても田畑を作り百姓中間に入候は、請事百姓

一、村中にて喧嘩有之節馳集候間際に入を討立逃候者有之

一、隣郷ノ者共走り着捕へ置早速注進すべし 捕へ候義

一、博奕惣て賭の諸勝負或は辭に事とよせ博奕に似たる我

一、何にても一切仕間敷候 勿論右之類之者に猶以て宿寺

堅く仕間敷事

附及大酒、辭狂仕間敷事

資料

舊藩府御役名及帝順

(享和三年)

換供 千 日 幸 市

御家老	大納戸役	御子誓御附	御用人物書
御中老	大御苗守居	御檢鈔奉行	御藤方
御番頭	御苗守居	御今米役	御鏡方
御傳役	御船奉行	御下屋敷守	御水ノ下役
御用人	御刀番役	御馬役	御井人
御小姓頭	御下屋敷	御山奉行	御勘定人
御郡代	御御屋居	御徒士小頭	馬
御物頭	諸小御屋居	御徒士目附	馬
御留守居	御小御屋役	御家老書役	
御取次	御善番	御香頭書役	
御與家老	御小御屋役	御儉約掛	
御奉行	御書物奉行	御方支配	
御目附	御祐筆役	御用人書役	
神社奉行	御勘定頭	坊主頭	
御從士頭	御御後	御料理人	
御武具奉行	御代官	御船頭	
御銀奉行	御作事奉行	足輕小頭	
御浦奉行	屋敷奉行	小人頭	
江戸本々	御臈役	人	

(以下文字)

(以上)

御典匠の役名唐法
見当りす
鶴成義卷十七号に
よる。